

輪島市監査公表第1号

令和3年3月3日付発監査第330号の監査結果報告に基づき、輪島市教育委員会より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第19条第14項及び輪島市監査基準第18条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年4月14日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 森 正樹





発教第 50 号
令和 3 年 4 月 14 日

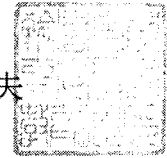


輪島市監査委員 高森 宝一 様

輪島市監査委員 森 正樹 様

輪島市教育委員会

教育長 中山 由紀夫



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 教育総務課

監査執行年月日 令和3年1月13日

監査の結果	措置の内容	措置状況
購入した備品が備品台帳に記載されていない事例がみられるので、適正な事務の執行に努めていただきたい。	指摘のあった備品については、備品台帳に適正に補正した。	措置済み